

7. 資格認定規程

2013年4月1日
規 第 7 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）定款第5条第1項第5号に定める「資格認定事業」を推進するための「資格認定制度」に関する事項について定める。

(資格認定制度)

第2条 資格認定制度は、次の各号に掲げる3区分とする。

- (1) 指導ライセンス
- (2) 技能ライセンス
- (3) 公認審査員資格

(指導ライセンス)

第3条 指導ライセンスは、次の各号に掲げる5種類とする。

- (1) 公認指導員
- (2) 準公認指導員
- (3) 1級指導員
- (4) 2級指導員
- (5) 3級指導員

(名誉公認指導員)

第4条 協会の公認指導員で、バトントワーリングの普及発展に多大な貢献があり、資格認定委員会で推薦し、理事会で承認された者に対し、名誉公認指導員の称号を贈り、これを認定することができる。

(技能ライセンス)

第5条 技能ライセンスは、次の各号に掲げる6種類とする。

- (1) 技能1級
- (2) 技能2級
- (3) 技能3級
- (4) 技能4級
- (5) 技能5級
- (6) 技能6級

(公認審査員資格)

第6条 公認審査員資格は、次の各号に掲げる2種類とする。

- (1) 6種目公認審査員
- (2) 世界バトントワーリング連合公認審査員

(認定の方法)

第7条 認定の方法は、次の各号に掲げる規程に基づいて行う。

- (1) 指導ライセンスの認定の方法は、「指導ライセンス規程」
- (2) 技能ライセンスの認定の方法は、「技能ライセンス規程」
- (3) 6種目公認審査員資格の認定の方法は、「6種目公認審査員資格規程」
- (4) 世界バトントワーリング連合公認審査員資格の認定の方法は、「国内におけるWBTF公認審査員資格規程」

(受験資格と資格)

第8条 受験資格と資格は、次の各号に掲げる規程に基づいて「別表1」の通りとする。

- (1) 指導ライセンスの受験資格と資格は、「指導ライセンス規程」
- (2) 技能ライセンスの受験資格と資格は、「技能ライセンス規程」

(資格の喪失)

第9条 認定者が協会の会員でなくなったとき、資格を喪失する。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。

この規程は、2018年4月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2021年4月30日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年6月28日から変更し同日より施行する。

パトントワーリング ライセンスシステム

<指導ライセンス>

公認指導員	受験資格： 準公認指導員資格を有し、受験年度内に満 24 才の年齢に達する者 資格： 本部検定員は全級の講師及び検定員 指導ライセンス研修会 本部検定員の下で公認指導員講座と準公認指導員講座のアシスタント講師 指導ライセンス研修会 1 級・2 級・3 級指導員講座の講師及び検定員（但し、1 級指導員講座の検定は本部検定員と共に行う） 技能検定講習会 1 級～6 級の講師及び検定員 全国共通規定演技講習会 講師（入門～上級）
準公認指導員	受験資格： 1 級指導員資格を有し、受験年度内に満 22 才の年齢に達する者 資格： 指導者研修会 3 級の講師及び検定員 （但し、3 級の検定は本部検定員と共に行う） 技能検定講習会 4 級～6 級の講師及び検定員 全国共通規定演技講習会 講師（入門～上級）
1 級指導員	受験資格： 2 級指導員資格を有し、受験年度内に満 20 才の年齢に達する者 資格： 技能検定講習会 アシスタント 1～6 級 全国共通規定演技講習会 アシスタント（入門～上級）
2 級指導員	受験資格： 3 級指導員資格又は技能ライセンス 1 級を有し、受験年度内に満 19 才の年齢に達する者
3 級指導員	受験資格： 受験年度内に満 16 才の年齢に達する者 ※技能ライセンス 1 級取得者は 3 級指導員資格を免除する。 資格： 技能検定講習会 アシスタント 5～6 級 （但し、19 歳未満の者の指導は自団体内のみとする）

<技能ライセンス>

技能 1 級	受験資格： 小学生以上、技能 2 級資格取得者 検定受験者は技能 1 級講座の修了者
技能 2 級	受験資格： 小学生以上、技能 3 級資格取得者 検定受験者は技能 2 級講座の修了者
技能 3 級	受験資格： 小学生以上、技能 4 級資格取得者 検定受験者は技能 3 級講座の修了者
技能 4 級	受験資格： 小学生以上、初受講でも技術が技能 5 級に達していると認められた者 検定受験者は技能 4 級講座の修了者
技能 5 級	受験資格： 小学生以上の者
技能 6 級	受験資格： 小学生以上の者